

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（380））
2. 日時：平成29年9月27日 14時45分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ
副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力運営グループ 副長

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 火災区画の設定及び系統分離の考え方について、火災影響評価が持ち出されているが、火災影響評価は、あくまで設計の妥当性を確認するものであり、まずは、火災防護審査基準を踏まえた設計方針について、整理して提示すること。
 - 異区分のケーブルトレイ間の離隔距離について、ケーブルトレイ間の離隔距離90cm以上かつ1時間耐火隔壁との離隔距離45cm以上であることを提示すること。また、有効数字を揃えること。
 - 防護対象機器に火災影響が及ばないように、火災影響範囲内に物品、設備等を置かないよう管理することがわかるように図を工夫して提示すること。
 - 電気室の火災等において残留熱除去系の機能が喪失した場合でも現場操作により原子炉の低温停止を達成することができる根拠として、非常用系と常用系の動力ケーブルを分離することで遮断器の手動投入機能を確保でき低温停止を達成できるとしていることについて、現在のケーブル敷設状況と現場操

作の実現性の検討経緯を含めて整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（コメント回答補足資料）
- ・ 東海第二発電所における中央制御室の排煙設備について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）